

● 議事録

「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会（第1回）」

令和元年7月30日（火） 16:15～16:55

場所：東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

● 開会のあいさつ

（東京都）

本日は、お忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。東京都副知事の長谷川でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

この連絡会は、首都圏空港の機能強化に伴いまして、国からお示しいただいております羽田空港の機能強化方策に係る課題等について、東京都、特別区及び区部周辺市で情報共有や意見交換を行い、国が設置します「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」に反映させることを目的としております。

都及び関係区市は、平成26年から本年7月23日にかけ19回にわたり、連絡会の下に置く幹事会を開催し、羽田空港の機能強化に関する情報を共有するとともに、意見交換を重ねてきたところでございます。

この間、国におかれましては、5期にわたる住民説明会の実施あるいは、航空会社への落下物防止対策の義務づけ、低騒音機の導入促進など、総合的な対策を進めておりまして、5月31日には、「これまでの取組と対応方策等」を公表したところでございます。

本日の連絡会は、これまでの国の取組を踏まえました羽田空港の機能強化に対する都及び関係区市の意見に対し、国からの回答を頂けること、及び先日の幹事会で「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」の開催が国から表明されたということを踏まえ、開催させていただくものでございます。

なお、本日は、正式なご回答や追加対策案などについて国から直接説明をいただくため、平岡航空ネットワーク部長をはじめ、国土交通省航空局の職員の皆様にご出席いただいております。

国からの説明をいただいたのちに、ご退出いただいてから、「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」に向けて、都及び関係区市による意見交換なども行いたく思っております。

本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

● 議事 1 羽田空港の機能強化に対する都及び関係区市の意見への回答について

(東京都)

まず、「羽田空港の機能強化に対する都及び関係区市の意見への回答」につきまして、国土交通省平岡航空ネットワーク部長よりご説明をお願いします。

(国土交通省)

ただいまご紹介いただきました国土交通省の平岡でございます。

皆さま方におかれましては、日頃より羽田空港の機能強化につきまして、多大なるご協力とご理解を賜ってますこと深く感謝申し上げたいと思います。

それでは大変恐縮ですけれども、座って説明させていただきます。

お手元にいくつか資料ございますけれども、まずは羽田空港の機能強化の経緯につきまして簡単に触れさせていただいた後、追加対策の内容を説明させていただきたいと思います。

その際、資料 2 を用いさせていただければと思います。

さらに各区からのご意見の内、資料 2 に含まれていない個別のものにつきましては、口頭で回答を説明させていただいたうえで、資料 4 に基づきましてプロセスについて説明をさせていただきたいと思っています。

まず、これまでの取り組みの経緯でございますが、資料 1－1 をご覧いただければ思っています。まず、2 ページ目をご覧いただければと思います。

飛行経路の見直しにつきましては、2014 年の 8 月にご提案をさせていただいたところでございます。その後、有識者を交えたアドバイザリー会議によりまして、羽田空港の機能強化にかかる理解促進の手法プロセスをご検討いただき、オープンハウス型の説明会を基本といたしまして、第 1 フェーズ、第 2 フェーズの住民説明会を実施して参りました。

その際、飛行経路の見直しに関するご意見を頂戴いたしまして、そのご意見を踏まえて 2016 年の 7 月に環境影響等に配慮した方策をとりまとめ、発表をさせていただいたところでございます。

その環境影響等に配慮した方策を基にいたしまして、ここに記載されておりますけれども運用上の工夫であるとか、着陸料体系の見直し、防音工事の助成制度の弾力化、それから騒音測定局の設置などを実施してまいりました。

加えまして、落下物対策といたしまして、落下物対策総合パッケージをとりまとめ落下物防止対策基準を策定するなど、順次取り組みを実施しているところでございます。それらの対策を実施しながら住民説明会の方も第 3 フェーズから第 5 フェーズまで順次実施をさせてきていただいているところでございます。加えまして地域のご要望にも応じまして、地域説明会等も並行して実施をさせていただき、また、マスメディア等を活用した広報も

行ってきたというところでございます。簡単ではございますが、これまでの経緯でございます。

続きまして、資料2に基づきまして、本年6月に本連絡会の幹事会より関係区市からご意見を様々頂戴しております。いただいたご意見を踏まえまして、追加対策のとりまとめとともに、ご意見を回答させていただいたところでございますけれども、共通のものにつきましては資料2に基づきましてご説明をさせていただいたうえで、この資料2に含まれていない回答については、口頭でご説明させていただくという段取りで進めさせていただきたいと思います。

まず、その資料2でございますが、追加対策につきましては、騒音対策、落下物対策、情報提供の充実の大きく3つに分かれます。

まず1ページ目をご覧ください。1～5ページまでが騒音対策にかかる部分でございます。まず1ページ目でございますけれども、2017年4月より騒音値を加味いたしました着陸料体系に移行したところでございますけれども、追加で2020年2月を目途に、より騒音値による傾斜を加えまして、低騒音機材の導入促進を図ってまいりたいと考えております。具体的にはより騒音値の高い航空機については、より着陸料が高くなるように新しい体系を設定したいと考えております。

続きまして、2ページ目でございます。南風の好天時の降下角でございますけれども、図に表しておりますけれども、気象条件等によってはですね、点線のような飛行となるような場合もございますけれども、これまでご説明させていただいた3度からできるだけ3.5度に飛行高度を引き上げることによりまして、騒音影響の低減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

3ページ目をご覧ください。B滑走路の西向きの離陸の経路についてでございます。これにつきまして長距離の国際線は、低騒音機材でない限り原則6,000キロメートル程度以内の路線に限定をさせていただきますとともに、4発機については運用制限をさせていただくということにしたいと思います。あわせまして、左側でございますが、騒音軽減、運航方式の導入を行い、なるべく騒音の影響を減らしていきたいと考えているところでございます。

4ページ目でございます。これまでの調査によりまして騒音防止工事の助成の対象となる施設がいくつか判明をしているところでございます。施設管理者のご意向を確認させていただいたうえで、法律に基づき、新経路下の教育施設等の防音工事の助成を実施してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして5ページ目をご覧ください。これまで新経路下では新たに騒音測定局を10局設置する計画としておりましたけれども、さらに6局を加えますとともに、ハミングバードのルート下のものを2局移設いたしまして、13区、川崎市、さいたま市、川口市に騒音測定局を設置する、ということにいたしたいと考えているところでございます。以上が騒音対策の話でございます。

続きまして6ページ目以降が落下物防止対策の関係でございます。落下物防止対策につきましては、総合パッケージをとりまとめたところであり、これを着実にまずは履行させていただきたいと思っております。この図にありますとおり、部品の改良などを踏まえまして、落下物防止対策基準を、定期的に見直し、その充実を図ってまいりたい、と考えているところでございます。

7ページをご覧ください。羽田空港におけるランプインスペクションにつきましてもこれを強化し、より頻繁に検査を行うとともに、取り組み状況につきまして情報提供を行つてまいりたいと考えております。また、部品脱落事案につきましても、定期的にその内容や傾向について情報提供を行うとともに、航空会社の取組につきましても、情報発信を強化してまいりたいと考えているところでございます。それから8ページ以降でございますが、情報提供の充実の関係でございます。

8ページをご覧ください。これまでも5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催してきたところでございますけれども、本年秋以降も説明会を開催してまいりたいと考えております。形式につきましては、オープンハウス型説明会を基本としつつも、地域のご事情も踏まえながら関係自治体の方々と調整を行い、開催をしてまいりたいと考えております。さらにコールセンターの充実、適時適切な広報も行ってまいりたいと考えているところでございます。

9ページ目をご覧ください。情報提供の充実の一環といたしまして、都及び13区に対しまして、イレギュラー運航に関する情報提供を既に実施しているところでございます。加えまして、自治体職員の皆様向けの研修の充実や航空会社による情報提供の充実も行ってまいりたいと考えております。

さらに運航開始後においても、各自治体の皆様と情報共有や意見交換を行う場を設定することといたしまして、その具体的な形式などにつきましては、今後調整を行つてまいりたいと考えているところでございます。

以上が資料2の説明でございますけれども、追加でございます。都及び関係区市からの意見への回答ということで、資料3にタイプをまとめさせていただいておりますけれども、資料2に含まれていない回答につきまして口頭で補足をさせていただきたいと思います。

まずは21ページ、世田谷区さん、それから北区さん、杉並区さんなどより、飛行検査の周知について、ご意見を頂戴しているところでございます。

これにつきましては、新飛行経路案にかかる飛行検査の予定につきましては、判明次第、詳細は東京都・関係区市にしっかりと情報提供をさせていただきたい、と考えているところでございます。それから、5ページのところでございますが、港区さんから飛行経路の不動産価格への影響に関する調査についてのご意見を頂戴しているところでございます。飛行経路の不動産価格への影響に関する調査につきましては、早急にとりまとめまして、情報提供を実施したいと思っております。なお、国内の空港、具体的には成田、伊丹、福岡におきましては、飛行経路の不動産価格への影響に関する調査を実施しましたけれども、

直接的な因果関係を見出すことは困難であった形になっているところでございます。それから、同じく港区さんから、それから大田区さんからも、試験飛行の実施につきましてご意見を頂戴しているところでございます。飛行検査の期間と A I P、航空路誌における周知期間を考慮いたしますと、民間の航空機による運行が可能となるのは、1月下旬の予定となります。このため、これ以降のできるだけ早い時期に実機による試験飛行を実施したいと考えているところでございます。それから、新飛行経路開始後の自治体向け情報提供の仕組みづくりにつきまして、大田区さんからご意見を頂戴しております。20 ページのところでございます。新飛行経路開始後には、各自治体との間での情報共有や意見交換を行う場を設定することが必要であると考えておりますし、その形式や構成員につきましては、今後関係自治体の皆様と調整を図ってまいりたいと考えております。それから、23 ページ目のところでございますが、渋谷区さんから事業の最終的な決定につきましてご意見を頂戴しているところでございます。羽田空港の機能強化に関する最終的な決定につきましては、国の判断、責任で実施するということでございます。それから、16 ページ、前後して大変恐縮でございます。品川区さんのほうから、飛行ルート案につきましてご意見を頂戴しているところでございます。飛行ルートの在り方につきましては、騒音軽減等の観点から、継続的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、資料 4 に基づきまして、今後のプロセスについて、最後にご説明させていただきたいと思っております。新飛行経路につきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に間に合わせるということで、航空ダイヤが半年ごとに切り替わるということを踏まえまして、新飛行経路の導入につきましては夏ダイヤからとさせていただきたいと考えております。具体的には 2020 年 3 月 29 日に夏ダイヤが始まりますので、このときに開始をさせていただきたいと考えているところでございます。この夏ダイヤに向けましては、今後 8 月末以降になりますけれども、資料 4 に書いておりますけれども、飛行検査、航空会社の発着調整、それから制限表面の設定の諸手続き、これらを進めてまいりたいと考えているところでございます。新飛行経路の導入に向けた具体化協議会でございますけれども、8 月上旬に開催させていただきたいと考えているところでございます。私からの説明は簡単ではございますが以上でございます。

(東京都)

ありがとうございました。ただいま、これまでの取組と対応方策を資料 1、追加対策を資料 2、個別的な意見については資料 3 からかいつまんでご説明いただきました。また最後に、機能強化に向けたプロセス（案）について資料 4 でご説明されたということでございます。

それでは、このあと都と関係区市で意見交換する場は設けてございますけれども、それに先立ってこの場において、ただ今の国の説明内容に関して特にご不明な点がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、ここからは都と関係区市で意見交換を行いたく思いますので、会議の途中で恐縮ではございますけれども、国土交通省の皆様方にはご退出いただきたいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

● 議事2 都及び関係区市による意見交換等

(東京都)

それでは、議事に従いまして、都及び関係区市による意見交換等について、進めさせていただきたいと思います。改めまして、先ほどの国からの意見などを踏まえまして、羽田空港の機能強化に対するご意見がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

(大田区)

大田区でございます。意見と要望について発言させていただきます。

大田区は、羽田空港をかかえる自治体といたしまして、甚大な航空機騒音にさらされる苦渋の時代がございました。しかし、その後の空港対策の進展に伴いまして、現在は、空港と大田区とのまちと共存共栄を目指したまちづくりを進めているところでございます。

今回の羽田空港の機能強化につきましては、先程ご説明がございましたが、国は双方向の対話を掲げて、国自ら地域に入って説明する姿勢で進めるなど、これまでの沖合展開事業・再拡張事業にはなかった前向きな取組みであったと考えております。

本日示されました回答につきましては、大田区がこの間、国土交通大臣宛てに提出してきた要望書等の経緯を踏まえたもので、そのことは評価したいと考えております。

2020年は東京オリンピック・パラリンピック開催の年でもあり、先程のプロセス案の説明にございました、夏ダイヤから実施したいという国の思いはわかりますが、大田区としましては、引き続き双方向の対話に基づく説明会の継続実施と、落下物対策を含む安全対策や航空機騒音の軽減などの環境対策について、しっかりと取組んでいただくとともに、その検証、それから評価を踏まえた対策の徹底を強く求めます。

その為にも、今後の枠組みや対応の在り方が重要であります。

大田区では、区議会に羽田空港対策特別委員会が設置されていまして、毎月開催されております。区民の皆様の傍聴も多く、様々な質問が多く出される現状にございます。

例えば、航空機騒音の測定値について、特定の機材の単発騒音が高い場合になぜそうなったのか、その測定値をどう分析するのか、日々の環境対策が求められているところであります。

また区への情報提供の仕組み作りや、いただいた情報に生じる疑問に対しては、国からの迅速かつ適切なレスポンスが必要になると考えております。想定した騒音値よりも高く

苦情が絶えないなどの問題が発生したときに、どのように解決するのかという対応の在り方なども当然求められるものと考えております。

そのようなことからも、各自治体への情報提供の仕組み作りの具体的整備、それとあわせて、航空に関する情報公開を積極的に推進し、区民の航空への信頼感の形成に向けて、最大限の努力を払って頂くことを強く要望させていただきます。

以上でございます。

(東京都)

ありがとうございました。他に、ご意見ありましたらお願ひ致します。

(品川区)

まず東京都におかれましては、国及び関係区市との調整など、様々ご尽力いただきたいることを、お礼申し上げたいと思います。

品川区から何点か申しあげたいと思います。

この羽田空港の機能強化につきましては、区民からは依然として不安の声が多く聞かれているのが事実でございます。品川区議会では、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできないとする全会一致の決議がなされております。本日国からは、提出された意見に対しまして、回答や追加対策が示されておりますけども、今後も引き続き区民の不安払しょくにつながる効果的な対策の検討、実施を強く求めたいと思います。

また、飛行ルートの在り方については、国より騒音低減等の観点から継続的に検討してまいりたいとの回答がございましたが、早急かつ具体的にお示しいただきますよう、あわせて、強く求める次第であります。

羽田空港の機能強化は、区民・都民の理解がなによりも大切であると考えておりますので、区としまして、今後も引き続き丁寧な説明、周知の実施を重ねて国に要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

(東京都)

他にはいかがでしょうか。

(港区)

港区です。

私の所には、昨日も区民等から落下物や騒音等の不安や心配の声が寄せられました。

こうした声に対して、国としても真摯に受け止め、今後も国の責任において区民の不安や疑問の払しょくに向けて、きめ細やかな情報提供や丁寧な説明を行うとともに、安全・

安心や生活環境を守る対策等について積極的に取組んでいただきたいということで、特に私ども港区としては、次の事項については重ねて要望致します。

住民説明会の開催や、区民からの相談窓口を充実していただきたいと区民への丁寧な説明周知を継続し実施していただきたいということです。更に落下物や騒音対策等の着実な実施に取組むとともに、更なる安全や環境影響に配慮した方策の検討を続け、そういう情報をおよび区民に十分に提供していただきたいということです。

最後に落下物や騒音等に対する区民の不安を払しょくする為に、先程出ましたように、不動産価格の調査に関する情報提供、それから1月と言っていました試験飛行そういうものの早期の実施を宜しくお願ひ致したいと思っております。

(東京都)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(豊島区)

豊島区としましては、羽田空港の機能強化の必要性や重要性につきましては理解をしているところではございます。

しかしながら、区民や区議会から様々な意見・要望が引き続き出ている状況でございます。その中では、要望の中では、特に説明会に関するものが強うございます。

国から本日いただいた回答におきましては、「オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、豊島区と調整を実施する」というふうに答えをいただいているところではございます。

豊島区としましては、区民からの要望を踏まえまして、教室型を含め説明会を複数回開催するなど、これまで以上に丁寧な説明会・説明を要望させていただきたいと思います。

以上でございます。

(東京都)

ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。

(目黒区)

ご出席者の中からもご意見をいただいているので、総論のようなものを言います。

基本的には国として責任を持って積極的に対応していただきたいと思っておりますので、これを引き続きお願いしたいと思います。

騒音対策については低騒音機の導入促進など更なる対策の強化をぜひ進めていただきたいと思います。

また航空に関する今後の情報提供ですか、それから情報公開、それは積極的にそういう

った区民の声を聞く耳、そしてその対策をぜひお願いしたいと思っております。
私からは以上です。

(東京都)

ありがとうございました。では他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今、大田区さん、品川区さん、港区さん、豊島区さん、それから、副座長の目黒区さんからご意見をいただきました。これまでいただいたいるご意見と、重複する部分もございますけれども、区民の声を踏まえたご意見ということで、今いただきましたご発言につきましては、連絡会の議事録として、8月の協議会の資料として添付していただくよう、国に要請をしたいと思います。

また、8月の協議会では、私から、都の意見とともに関係区市の皆さま方からの意見も国に伝えたいと考えております。このため、本日、羽田空港機能強化に対する関係区市の意見を「関係区市の意見概要」としてまとめたいと考えております。これから案文を配布させていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。

ただいまお配りさせていただきました「関係区市の意見概要」の案文、この内容につきましては、これまでいただいた関係区市の皆さまの意見を踏まえたものとしたつもりでございますけれども、一読いただきましてご確認をお願いしたいと思います。

(各出席者確認)

(東京都)

何か特にございますでしょうか。

それでは、ただいまご確認いただいた内容をもって、案文の案をとらせていただきたいと思います。協議会で東京都から発言をいたします際には、この関係区市の意見概要を基に発言させていただきたいと思います。

最後に、関係区市の意見に関しまして、協議会ではどのような資料を提出するということになるのかどうか、事務局に確認させていただきます。

(事務局)

確認させていただきます。1つめが、会議前半で国から説明がありました「羽田空港の機能強化に対する都及び関係区市の意見への回答」、2つめが、先ほど皆様から頂いたご発言を記載した本会の議事録、3つめが、ただいま確認いただいた「関係区市の意見概要」です。以上3点を考えております。

(東京都)

ただいま事務局から説明がありました3点をもって、8月の協議会において都と関係区

市からの意見に関する資料として提出するものとなりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、これですべての議事については終了となります。ご協力いただきましてありがとうございました。